

資料 2

令和3年度障がい者相談支援事業の実施状況等の 調査結果概要

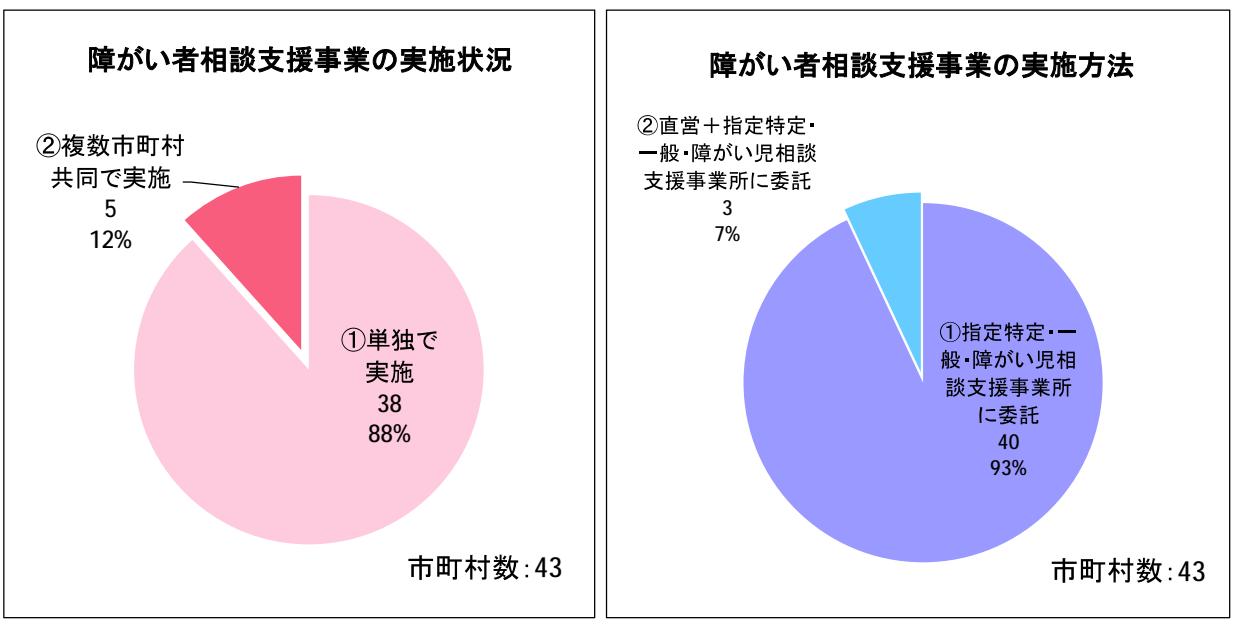
- 調査時点：令和3年4月1日時点
- 調査方法：厚生労働省が指定する調査票・府追加項目
- 調査対象：43市町村
- 回答状況：43市町村

(1) 厚生労働省調査結果概要について

<厚生労働省調査>

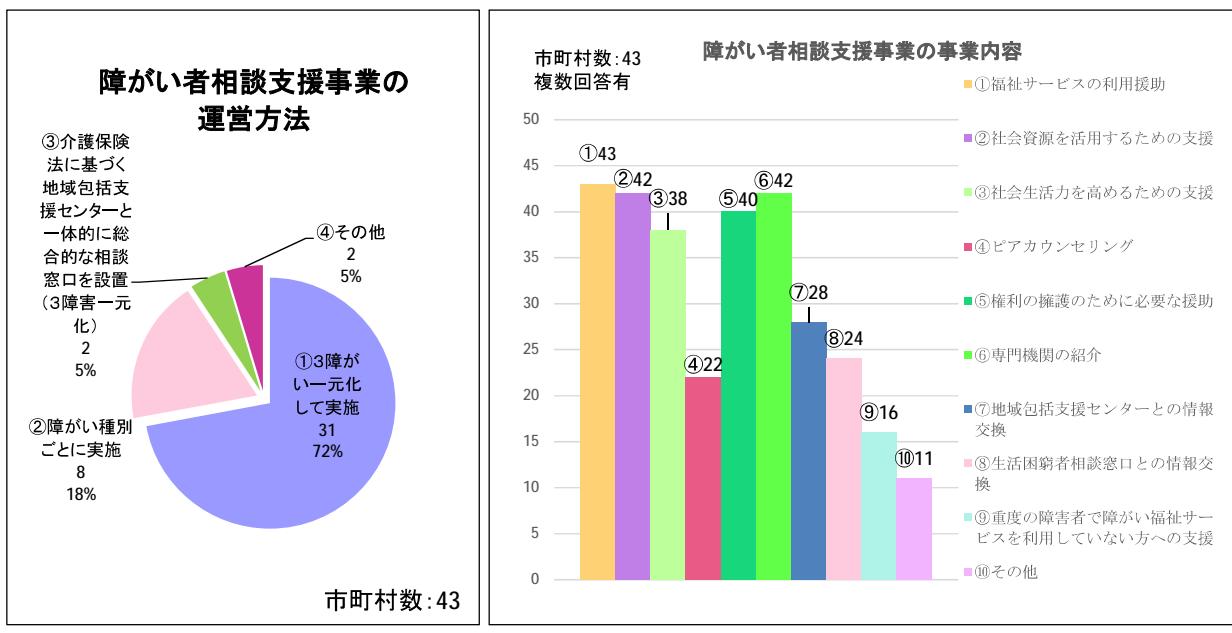
I 障がい者相談支援事業

- 実施形態は、単独が88%(38市町村)、複数市町村共同が12%(5市町村)、
単独+複数市町村共同で実施0%(0市町村)。
- 実施方法は、委託のみが93%(40市町村)、直営+委託が7%(3市町村)。



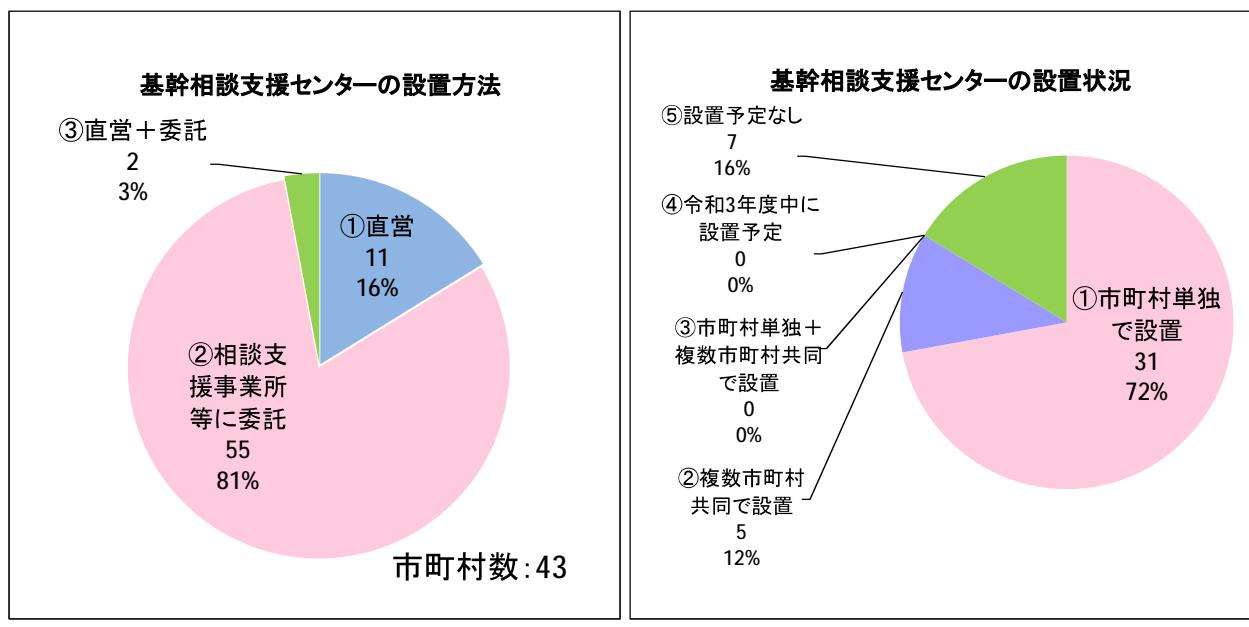
I 障がい者相談支援事業

- 運営方法は、3障がい一元化して実施が72%(31市町村)、障がい種別ごとに実施が18%(8市町村)等。
- ピアカウンセリングは、51%(22市町村)が実施。



II 基幹相談支援センター

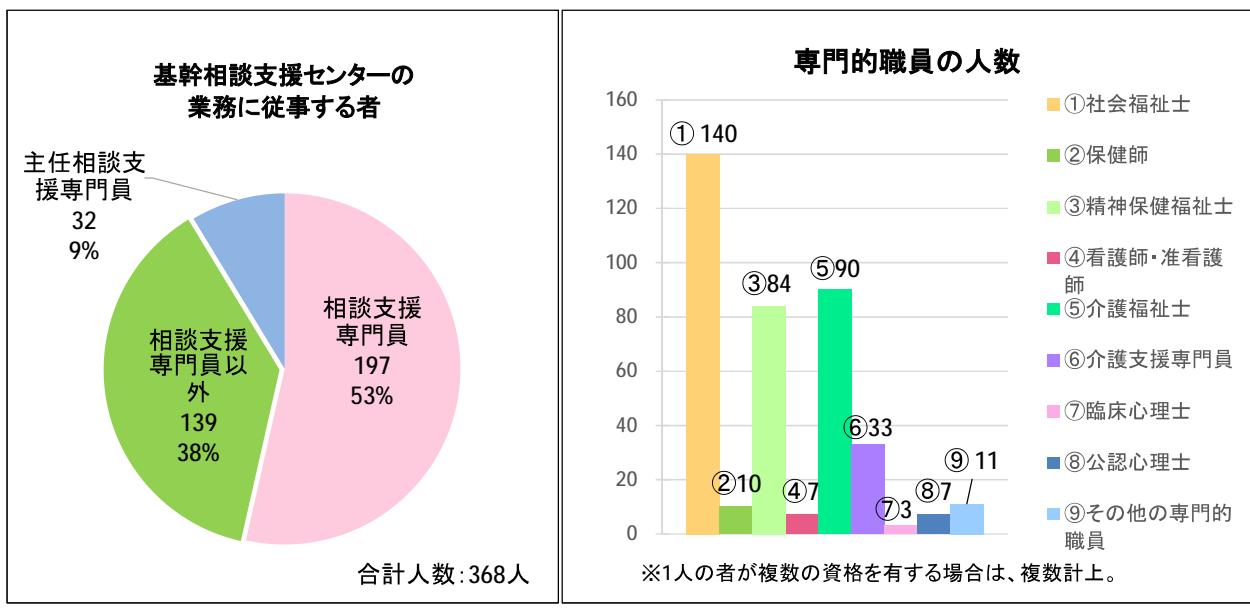
- 83%(36市町村・68箇所)が設置。
- 直営により設置しているのは16%(11箇所)、委託による設置は81%(55箇所)、直営+委託による設置は3%(2箇所)



<厚生労働省調査>

II 基幹相談支援センター

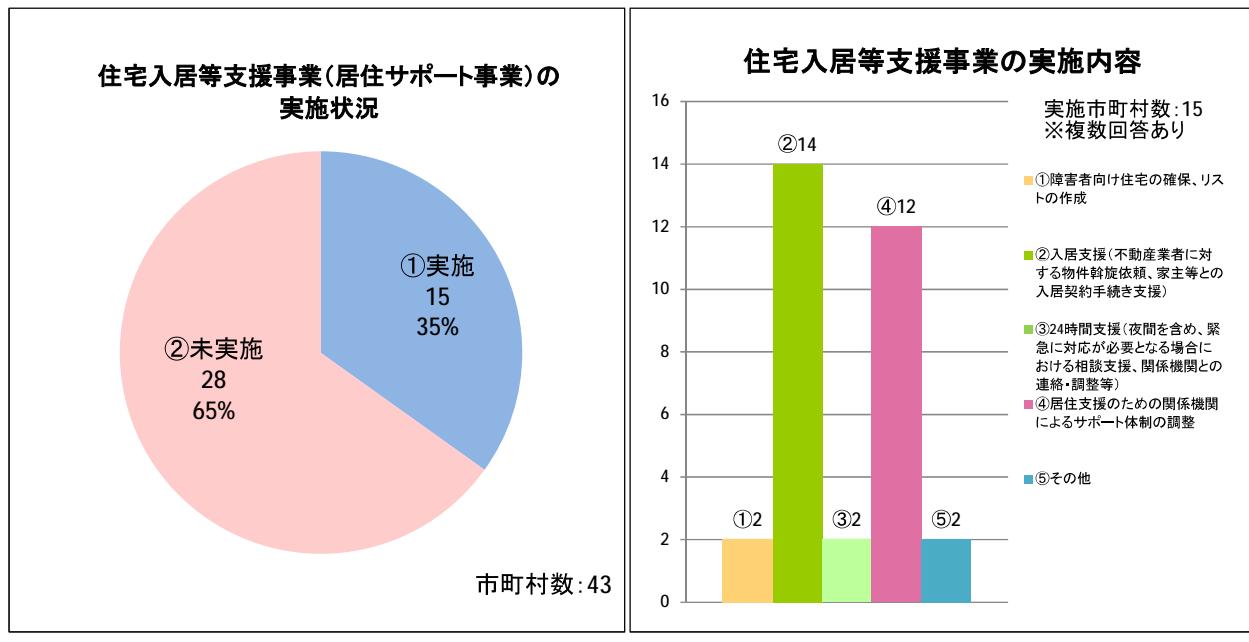
- 基幹相談支援センターの業務に従事する者は、主任相談支援専門員9%(32人)、相談支援専門員53%(197人)、相談支援専門員以外の者38%(139人)。
- 業務に従事する者のうち、専門的職員の人数は社会福祉士が140人、精神保健福祉士が84人、介護福祉士が90人など。※1人の者が複数の資格を有する場合は、複数計上。



<厚生労働省調査>

III 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

- 35%(15市町村)が実施。
- 住宅入居等支援事業の実施内容は、入居支援(不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約手続き支援)を14市町村が実施。

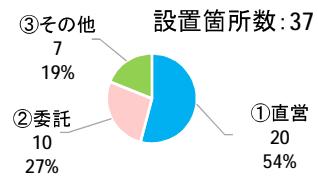


<厚生労働省調査>

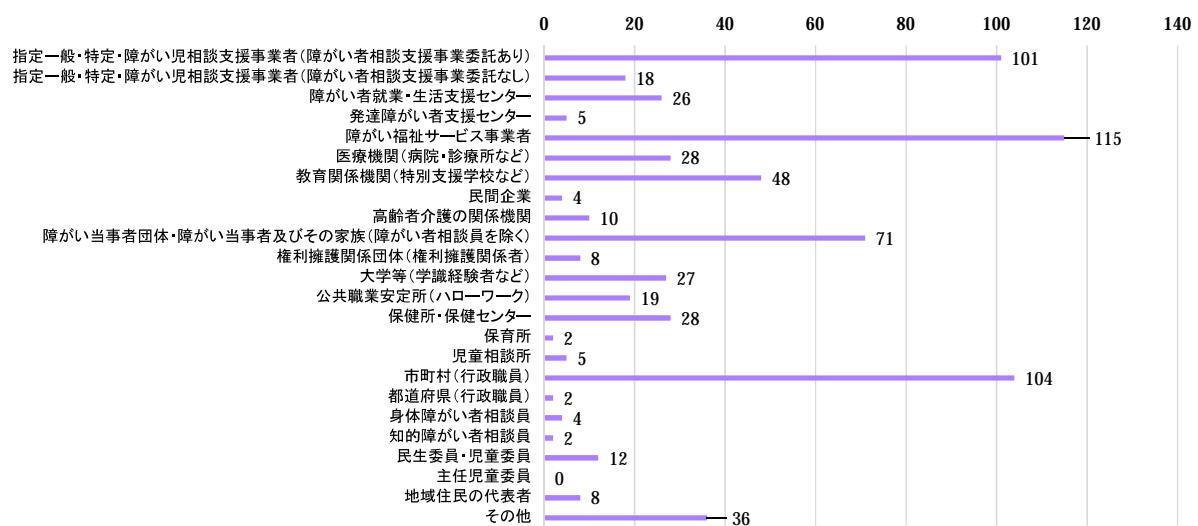
V (自立支援)協議会

協議会の運営方法

- 全43市町村が協議会を設置(37箇所)
- 協議会の運営方法は直営で実施が54%(20箇所)、
- 委託で実施が27%(10箇所)

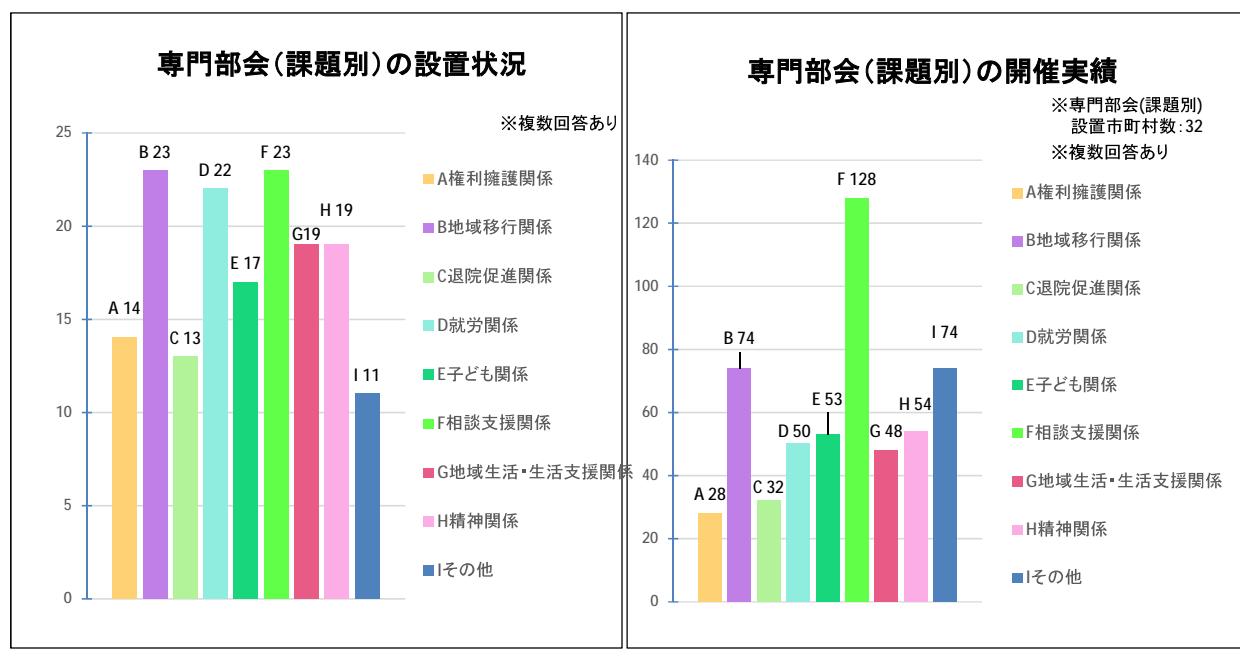


協議会の構成メンバー(所属別)の人数(専門部会は除く)



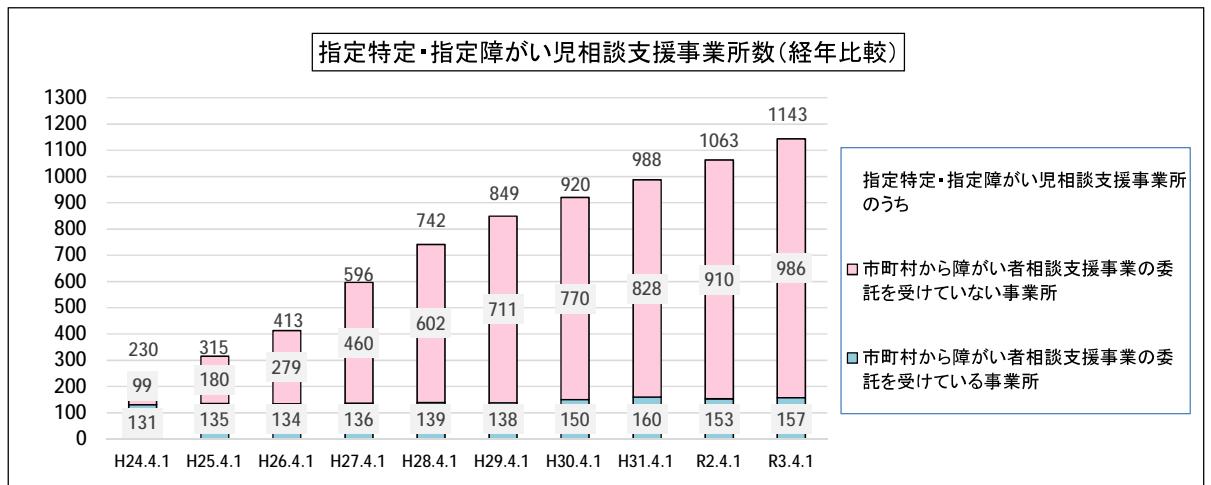
V (自立支援)協議会

- 協議会の専門部会について、設置は91%(37箇所中34箇所)、未設置は9%(37箇所中3箇所)
- 協議会の専門部会設置の種類は、課題別設置が86%(回答数32)



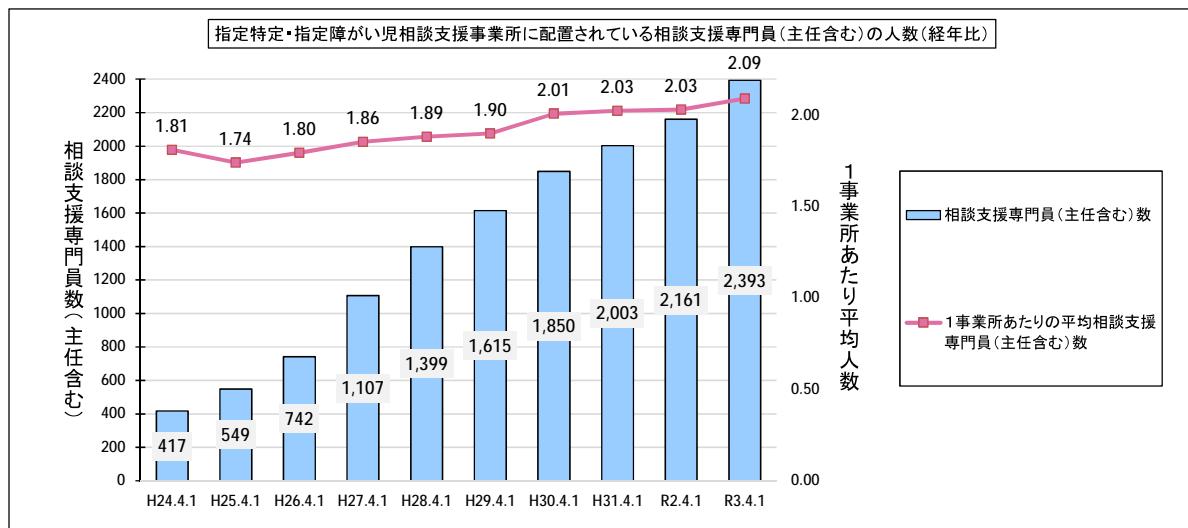
VI 指定特定・指定障がい児相談支援事業所等

- 指定特定・指定障がい児相談支援事業所数は1,143事業所
(指定特定相談支援事業所1,132箇所、指定障がい児相談支援事業所815箇所(重複あり))
参考:指定一般相談支援事業所は439事業所
- このうち、市町村から障がい者相談支援事業の委託を受けている事業所
(委託相談支援事業所)は13%(1,143事業所中157事業所)
- 指定特定・指定障がい児相談支援事業所の対象者は、「3障がい+障がい児」が72%(826事業所)、「3障がいのみ」が16%(185事業所)、「障がい児のみ」が4%(45事業所)等。



VI 指定特定・指定障がい児相談支援事業所等

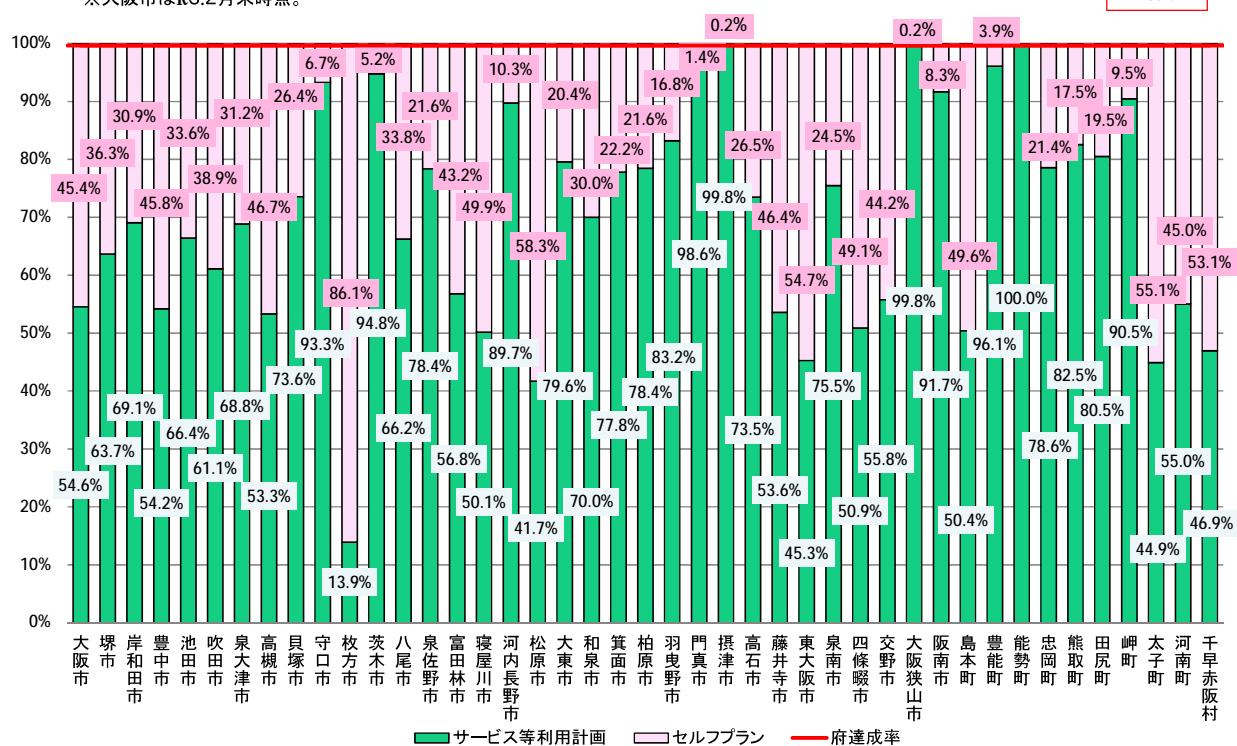
- 指定特定・指定障がい児相談支援事業所で業務に従事する者の人数は、2,858人。
そのうち、相談支援専門員（主任含む）として従事する者の数は2,393人。



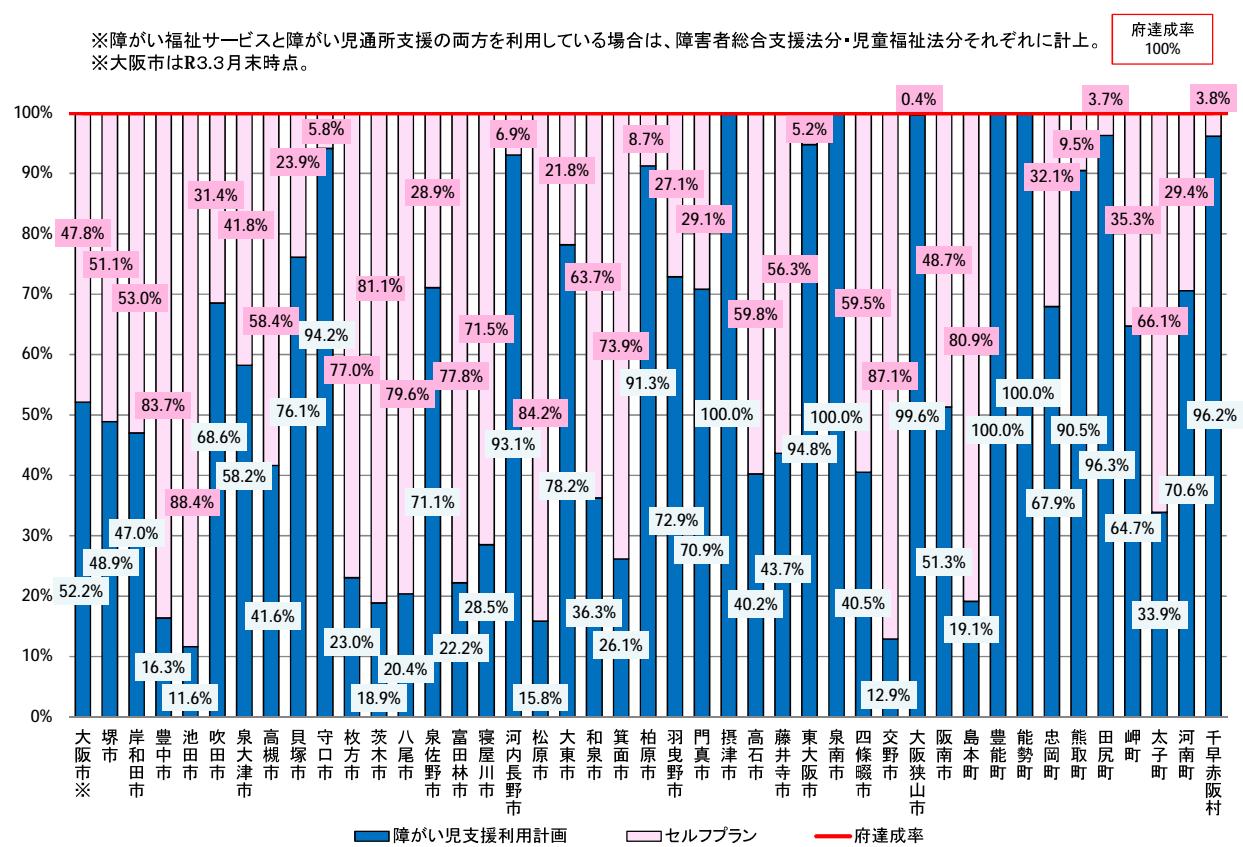
【障害者総合支援法分】市町村別計画作成達成率(R3.3月末現在)

※障がい福祉サービスと障がい児通所支援の両方を利用している場合は、障害者総合支援法分・児童福祉法分それぞれに計上。
※大阪市はR3.2月末時点。

府達成率
100%



【児童福祉法分】市町村別計画作成達成率(R3.3月末現在)



(2) 大阪府調査結果概要について

<府追加項目>

I 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの新規・廃止事業所数

<指定特定・障がい児相談支援事業所>

新規事業所数	144か所
廃止事業所数	72か所
<廃止の理由>	
人員不足のため	44か所
経営不振のため	9か所
その他、不明	19か所
その他の理由	<ul style="list-style-type: none">・別法人で立ち上げるため・経営母体の変更・事業所移転のため・利用者がいないため・運営法人の方針等

<府追加項目>

II 府内指定特定相談支援事業所の状況(令和3年4月請求分)

機能強化型基本報酬		
項目	事業所数	有効回答数
指定特定相談支援事業所数	1,132	687
項目	請求実績有り	割合
機能強化型サービス利用支援費(I)	26	3.8%
機能強化型サービス利用支援費(II)	25	3.6%
機能強化型サービス利用支援費(III)	70	10.2%
機能強化型サービス利用支援費(IV)	37	5.4%
サービス利用支援費(I)	469	68.3%
サービス利用支援費(II)	60	8.7%

<府追加項目>

III-1 計画相談支援加算状況(令和3年4月請求分)

項目	有効回答数	請求実績有り		該当者あるが請求なし	
		事業所数	事業所数	割合	事業所数
利用者負担上限額管理加算	636	42	6.6%	404	63.5%
初回加算	670	262	39.1%	34	5.1%
入院時情報連携加算(I)	645	18	2.8%	37	5.7%
入院時情報連携加算(II)	641	14	2.2%	32	5.0%
退院・退所加算	643	9	1.4%	28	4.4%
居宅介護支援事業所等連携加算	645	20	3.1%	65	10.1%
医療・保育・教育機関等連携加算	642	18	2.8%	62	9.7%
集中支援加算	643	43	6.7%	66	10.3%
サービス担当者会議実施加算	661	142	21.5%	106	16.0%
サービス提供時モニタリング加算	675	288	42.7%	79	11.7%
地域生活支援拠点等相談強化加算	594	0	0%	9	1.5%
地域体制強化共同支援加算	600	0	0%	14	2.3%

<府追加項目>

III-2 計画相談支援加算状況(令和3年4月請求分)

(事業所数)

	有効回答数	届出有り		届出予定	
		事業所数	事業所数	割合	事業所数
主任相談支援専門員配置加算	611	34	5.6%	10	1.6%
行動障害支援体制加算	668	158	23.7%	25	3.7%
要医療児者支援体制加算	667	159	23.8%	23	3.4%
精神障害者支援体制加算	672	191	28.4%	34	5.1%
ピアサポート体制加算	650	13	2.0%	27	4.2%

<府追加項目>

III-3 計画相談支援加算状況(令和3年4月請求分)

<加算に該当するが請求をしていない理由>

(事業所)

有効回答数	手続きが煩雑なため	知らなかつた	内容が分からぬ	その他
369	165 (44.7%)	27 (7.3%)	106 (28.7%)	71 (19.3%)

(その他の理由):

作成する書式が多い／ 加算算定に係る業務量の増加に対応できない／ 請求対応するソフトを導入していない／ 多忙のため相談員と請求担当との調整ができない／ 人員不足のため、加算を精査していくことが負担／ 兼務している相談員の対応状況と加算内容を把握して請求することが負担／ 手続きの概要を確認できていない／ 報酬が少額／ 相談員が離職し、実績が把握できない

<令和3年度報酬改定に伴う事業所の運営状況>

(事業所)

有効回答数	運営が改善した	改善していない	分からぬ
743	103 (13.9%)	229 (30.8%)	411 (55.3%)

(改善していない場合、その理由):

介護保険と異なり月により利用者数にばらつきがあり安定しない／ 相談実績に対して、報酬が見合っていない／ 計画やモニタリングで一件当たり昨年度比2単位上がったが、実感は伴わない／ 加算要件のすべてを満たさないと加算できず、加算できないものが多い／ 書類作成に追われ相談員の負担が大きくなるため、担当相談件数を減らすこととなり、多少の単価が上がっても事業としては改善に至らない／ 請求できる件数が限られている。／ 少今は改善したが、そもそも赤字を埋めるほどには至っていない／ 細かな書類作成が増えた／ 利用者数とその報酬が黒字のラインに届かない。／ 感染予防のためケア会議などが開催しにくい／ 基本報酬や加算が増額されているが、加算の要件が厳しいため、加算算定に至らない

<府追加項目>

IV 基本相談以外で報酬に反映されない相談対応について

1週間の平均対応回数	12回	合計: 6,034回
1日当たりの平均所要時間	115分	合計: 56,100分
対応頻度が「1週間に2回以上」ある相談対応等	スケジュール等の確認に関する電話対応 書類提出等の確認・支援等の対応 予定のキャンセル等の対応 金銭のトラブルに関する対応 通院の同行等の対応 その他	435事業所 451事業所 319事業所 259事業所 313事業所 247事業所

(その他):

家族間(子育て含む)の相談／ 不安、体調不良、苦情に関する訴えの傾聴／ 頻回な電話／ 家族、近隣住民、事業所等とのトラブルの仲介／ 夜間の緊急対応／ 自殺企図対応／ 行方不明の搜索／ 幻聴幻覚への対応／ パーソナリティ障がいへの対応／ 入院支援／ 安否確認／ 3か月モニタリングの方の対応／ 家族や関係者との情報共有／ 行政機関との調整／ 警察、司法機関への同行等／ 関係機関からの相談対応／ 事業所又はサービス内容変更支援、基幹相談や地活への引継ぎ／ 転居のための住居探し、契約支援／ 貧困に関するの解決支援／ 日常生活における各種手続き・調達対応／ 支援機関への同行／ コロナ対策全般に対するサポート／ 手話通訳

<府追加項目>

V 府内指定障がい児相談支援事業所の状況(令和3年4月請求分)

(事業所数)

機能強化型基本報酬		
項目	事業所数	有効回答数
指定障がい児相談支援事業所	815	445
項目	請求実績あり	割合
機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	20	4.5%
機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	20	4.5%
機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	51	11.5%
機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	31	7.0%
サービス利用支援費(Ⅰ)	277	62.2%
サービス利用支援費(Ⅱ)	46	10.3%

<府追加項目>

VI-1 障がい児相談支援加算状況(令和3年4月請求分)

項目	有効回答数	請求実績有り		該当者あるが請求なし		
		事業所数	事業所数	割合	事業所数	割合
利用者負担上限額管理加算	457	26	5.7%			
初回加算	482	157	32.5%	39	8.0%	
入院時情報連携加算(I)	460	2	0.4%	7	1.5%	
入院時情報連携加算(II)	460	0	0%	5	1.0%	
退院・退所加算	463	1	0.2%	12	2.5%	
保育・教育等移行支援加算	461	1	0.2%	33	7.1%	
医療・保育・教育機関等連携加算	463	15	3.2%	41	8.8%	
集中支援加算	464	20	4.3%	27	5.8%	
サービス担当者会議実施加算	474	49	10.3%	53	11.1%	
サービス提供時モニタリング加算	475	122	25.6%	41	8.6%	
地域生活支援拠点等相談強化加算	433	1	0.2%	4	0.9%	
地域体制強化共同支援加算	433	0	0%	5	1.1%	

<府追加項目>

VI-2 障がい児相談支援加算状況(令和3年4月請求分)

(事業所数)

	有効回答数	届出有り		届出予定	
	事業所数	事業所数	割合	事業所数	割合
主任相談支援専門員配置加算	455	26	5.7%	7	1.5%
行動障害支援体制加算	481	114	23.7%	24	4.9%
要医療児者支援体制加算	480	130	27.0%	24	5%
精神障害者支援体制加算	483	116	24.0%	27	5.5%
ピアサポート体制加算	470	11	2.3%	17	3.6%

<府追加項目>

VI-3 障がい児相談支援加算状況(令和3年4月請求分)

<加算に該当するが請求をしていない理由>

(事業所)

有効回答数	手続きが煩雑なため	知らなかつた	内容が分からない	その他
238	95 (39.9%)	17 (7.1%)	67 (28.2%)	59 (24.8%)

(その他の理由):

改正当初は内容の確認に手間取った／ 業務が煩雑なこともあり、加算に要する研修を受けきれていない／ 書類作りが追い付かない／ 多忙により、請求担当との調整が出来ていない／ コロナのため請求ソフトの設定ができていない／ 初回加算と退院・退所加算が被ってしまい、初回加算を優先させるため／ 人員不足の為／ 加算算定に係る書類等の業務量の増加が想定されるため／ 実務量の増加に対応できない／ 加算に該当しないと判断された場合の返還等の手間が煩雑なため／

<令和3年度報酬改定に伴う事業所の運営状況>

(事業所)

有効回答数	運営が改善した	改善していない	分からない
529	73 (13.8%)	165 (31.2%)	291 (55.0%)

(改善していない場合、その理由):

毎月モニタリング実施をしないと運営の安定化は困難／ 改定幅が小さい／ 時間がない／ 人数制限されているため報酬改定はされてもあまり大きく事業利益につながらない／ 相談実績に対して、報酬が見合っていない／ 加算は増えたが、実相談と収入とが見いだせない／ 常勤専任の人員を配置しておらず、体制加算がない／ 加算が細分化されすぎていて、算定の要件もわかりにくいため実績につながりにくい／ 加算要件が多く、算定できない／ 手続や業務が煩雑／人材確保ができない／ 加算に該当しない関わりが多く、報酬に反映されていない／ 基本報酬が上がったことにより収入は微増しているが、加算等にならない動きも多いため、黒字化までには至っていない／ 費やす時間のわりに報酬が低い／ 24時間の体制が作れない／ 算定できる回数が実態とあっていない

<府追加項目>

VI-3 令和3年度報酬改定に関する情報について

有効回答数: 764	該当事業所数	割合
市町村からの情報提供	364	47.7%
法人内の共有	107	14.0%
事業所連絡会等での情報共有	148	19.4%
障がい者団体からの情報提供	65	8.5%
知らなかった	11	1.4%
その他	69	9.0%

(その他):

事業所の友人／ 厚生労働省での審議会／ 厚生労働省ホームページ／ 相談員専門員協会／ 請求ソフト会社からの情報／ 社労士が主催するセミナー／ 報酬改定検討の国会議をその都度視聴、議事録の確認により動向を確認／ 関係機関との連携時／ 他相談支援事業所からの情報提供／ 行政書士からの通知／ シルバー新報等の媒体や府相談支援アドバイザーからの共有等／ 自治体、法人内、部会等複数の方法／